生駒市建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、本市が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（常駐を要しない期間）

第２条　工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、建設工事請負契約の締結後において、次に掲げる期間については現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

（1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

（2）工事の全部の施工を一時中止している期間

（3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事について、工場製作のみが行われている期間

（4）前３号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（兼任を認める対象工事）

第３条　受注者は、本市が発注する工事であって、請負代金額が１件あたり４，０００万円（建築一式の場合は８，０００万円）未満の工事の契約を締結する場合には、現場代理人を２件まで兼任させることができる。ただし、工事内容等により兼任を認めることが適当でない場合は、この限りでない。

（兼任する現場代理人の遵守事項）

第４条　兼任を承認された現場代理人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）現場代理人は、工事期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合には、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。

（2）現場代理人は、現場間の移動に要する時間及び第２条各号に掲げる期間を除き、兼任する工事のいずれかの現場に必ず常駐し、一方に偏ることなく適切に現場を管理すること。

（兼任の届出）

第５条　受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合には、契約の締結時に現場代理人兼任配置届（別記様式）を契約検査課に提出しなければならない。

（兼任の取消し）

第６条　市長は、兼任に係る工事について、受注者が第４条の規定に違反し、又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場の施工体制の不備が生じると認める場合は、当該兼任を取り消すことができる。

２ 受注者は、前項の規定により兼任を取り消された場合には、新たな現場代理人を速やかに配置しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

別記　様式（第５条関係）

現場代理人兼任届

年　　月　　日

（あて先）　生駒市長

住所

受 注 者　名称

氏名

生駒市建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領により、次の工事について、現場代理人の兼任を希望しますので届け出ます。

なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の取消しの指示に従い各工事に専任の現場代理人を常駐させます。

現場代理人氏名			連絡先※	
施行中の工事	工　事　名			
	契 約 金 額			
	工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
	工事担当課		監督職員	
新規契約工事	工　事　名			
	契 約 金 額			
	工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
	工事担当課		備　考	

※取扱要領第4条1号による連絡先とすること。